

# 障がい者総合支援 5つのポイント

障害者総合支援法に基づく日常生活・社会生活の支援が、障害児・者への共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念とし、

## 障害者自立支援法から次の点が改正されます。

1. 「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に難病等を追加（平成 25 年 4 月から）  
※対象となる疾病は国が定める 130 疾病
2. 障害支援区分の創設（平成 26 年 4 月から）
3. 重度訪問介護の対象拡大（平成 26 年 4 月から）
4. 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化（平成 26 年 4 月から）
5. 地域移行支援の対象拡大（平成 26 年 4 月から）
6. 地域生活支援事業の追加（平成 25 年 4 月から）
7. サービス基盤の計画的整備（平成 25 年 4 月から）

## ① 利用者本位のサービス体系

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、事業体系を再編しました。

## ② サービス提供主体の一元化

今までは、サービスの提供主体が県と市町村に分かれていましたが、障害のある方々にとって最も身近な市町村が責任をもって、一元的にサービスを提供します。

## ③ 支給決定手続きの明確化

支援の必要度に応じてサービスが利用できるように障害程度区分が設けられました。また、支給手続きの公平公正の観点から市町村審査会における審査を受けた上で支給決定を行うなど、支給決定のプロセスの明確化・透明化が図られました。

## ④ 就労支援の強化

働きたいと考えている障がい者に対して、就労の場を確保する支援の強化が進められています。

## ⑤ 安定的な財源の確保

国の費用負担の責任を強化（費用の2分の1を義務的に負担）し、利用者も利用したサービス量及び所得に応じて原則1割の費用を負担するなど、みんなで支えあう仕組みになりました。